

高圧電気設備の地絡警報装置に関する改正の解説

1. はじめに

2025年12月付一部改正により改正されている高圧電気設備の地絡警報装置に関する鋼船規則H編の改正について、その内容を解説する。なお、本改正は2026年1月1日から施行される。

2. 改正の背景

鋼船規則H編では、高圧電気設備の配電、構造及び保護装置等に関する要件を規定している。当該規則において、高圧電気設備に対して、「すべての系統には可視可聴の地絡警報装置を備えなければならない」と規定している。しかし、この表現では、システム全体としてではなく、各高圧給電回路に個別に地絡検出を要求していると解釈される可能性があった。

本規定の基となるIACS統一規則E11及びIEC60092-503では、配電システム全体に対する地絡監視及び可視可聴警報を要求しているものの、個別の回路ごとに要求していない。

このため、当該統一規則及び国際規格との整合性の確保及び誤った解釈の防止を目的として、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

鋼船規則H編2.17.4-10.について、IACS統一規則E11中2.4.2及びIEC60092-503中4.9.7と整合を図り、個別の系統に対してではなく、システム全体の地絡監視及び可視可聴警報を要求していることを明確化した。